

## 委員からの追加のご質問・コメント

## 福田委員からのご質問・コメント

「JICA 環境社会配慮ガイドラインの運用実態の確認報告」（以下、「報告」という。）について、2008年3月4日付け「委員からのご質問・コメントに対する回答」（以下、「回答」という。）に基づき、下記の通り追加の質問・コメントを提出させていただきます。

## 記

## ○報告の体裁について（回答 p. 2）

- ・（コメント・質問）第1回委員会で、分母と分子、すなわち当該要件を考慮すべき案件数とガイドライン通り実施されていた案件数が分かるよう求めたが、回答の別添からは実施された案件数しか分からない。例えば、先住民族に対する配慮について（報告p. 30）、別添では3つの事業が挙げられているが、これでは先住民族への配慮が必要であった案件数が分からず、ガイドラインの運用実態を確認することができない。当該要件を考慮すべき案件数を具体的に示していただきたい<sup>1</sup>。また、別添に挙がっていない案件については、当該要件について配慮されていなかったのか。

## ○運用実態確認の方法（回答 p. 2-3）

- ・（質問）「内部審査に係るヒアリング結果等」について、具体的に示していただきたい。これは聞き取り内容に過ぎないのか、環境社会配慮審査チームによる審査の結果を含むのか。聞き取り結果や審査結果は文書として記録されているのか。具体的に審査中や審査後どのような文書としてまとめられているのか。
- ・（質問）「JICA 内の案件担当者、環境社会配慮審査担当者からの情報収集」を行ったとのことだが、情報収集の内容と方法について教えていただきたい。

## ○実施体制（回答 p. 3）

- ・（コメント）審査のプロセス詳述を求めたが、極めて簡易な回答で驚いている。委員会の場で、現在 JBIC・JICA が行っている環境審査の実態について情報を共有することは、今後の委員会における検討を進める上で有益であると考えます。
- ・（質問）上記にもあるが、環境社会配慮審査チームによる審査において、どのような文書が作成されるのか教えていただきたい。

## ○初期段階からの環境社会配慮（回答 p. 4）

- ・（質問）「フィージビリティ調査でも、プロジェクトが特定されて工事範囲を検討する段階よりも

<sup>1</sup> 例えば、JBIC 国際金融等業務における実施状況確認では、JBIC ガイドライン第2部の実施状況について、「6件はプロジェクトの実施に伴う住民移転を生じる」、「2件ではプロジェクトサイト及びその周辺に少数民族、先住民族が存在する」など、各要件の充足を求められる案件数を記した上で、その実施状況を記載している。国際協力銀行「『環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン』に係る実施状況確認調査報告書」p. 33-34。

前の計画段階での検討を行っている場合があることを示しています。F/S 調査で代替案の比較検討を行っていない事例はありません。」とあるが、意味が分からない。ここでいう「代替案の比較検討」の意味を教えてください。

#### ○相手国政府に求める要件（回答 p. 4-5）

- ・（コメント）JICA が日常業務において、相手国政府に対して報告書記載の環境社会配慮調査結果を考慮するように求めるのは当然である。一方、ガイドラインの目的は相手国政府への適切な環境社会配慮の実施促進にあり、ガイドライン 1.6.1 は相手国政府に求める要件として調査結果の十分な考慮を挙げている。したがって、調査結果を相手国政府が十分に考慮し意思決定に反映させたかどうかを確認せずに、ガイドラインの運用実態を確認し目的が達成されたかを判断するのは困難である。
- ・（コメント・質問）ガイドライン 1.6.3 及び 1.6.4 について、JICA は要件が満たされていることを確認していない。環境影響評価書等の情報公開は、ガイドラインの中でも極めて重要な要件であると考えますが、これらを JICA が確認の対象としていない理由は何か。
- ・（コメント・質問）環境影響評価文書への現地ステークホルダーによるアクセスについて、①相手国制度で情報公開を義務付けている場合が多いこと、②相手国に必要事項は伝えていること、の2点を理由に、アクセスが可能であると結論づけている。この JICA の判断の妥当性が全く理解できない。JICA は、ガイドラインの要件を相手国に伝えれば、その後の実施を確認しなくても、要件は遵守されると考えているのか。

#### ○対象とする協力事業（回答 p. 5-6）

- ・（質問）プロジェクト形成調査において環境社会配慮の検討を行った例について、案件名及び具体的な環境社会配慮のプロセス、JICA ガイドラインの準用状況について教えてください。

#### ○緊急時の措置（回答 p. 6）

- ・（コメント）ガイドライン 1.8 は、緊急時の措置について、環境社会配慮審査会に諮問することを求めているが、実際には報告にとどまっております、これはガイドラインに違反するものと考え<sup>2</sup>。
- ・（コメント）緊急時の措置に関する環境社会配慮審査会による「検討結果」について、議事録において公開されているとするが、議事録で明らかとなるのは検討過程だけであり、検討結果ではない。検討結果は公開されておらず、これはガイドラインに違反するものと考え。

#### ○情報の公開（回答 p. 6-7）

- ・（コメント）情報公開を担保するための枠組みの合意（ガイドライン 2.1.3）に関する質問につ

<sup>2</sup> 平成 18 年度第 5 回審査会において、JICA 環境社会配慮審査チームの渡辺チーム長は、緊急時の措置について、カテゴリ A については文書による諮問を行い、カテゴリ B の案件については審査会への報告をもって諮問とするという認識を示しているが（同審査会議事録 p. 14）、ガイドラインは緊急時の措置についてカテゴリ A とカテゴリ B の場合を分けておらず（ガイドライン 1.8）、また諮問に対しては答申が必ず予定されている以上（ガイドライン 2.4.2）、ガイドラインに違反する取扱いであると考え。

て、コメントの意味を誤解している。具体的な公開の場所・方法・時期等について「合意」すべきではないかとのコメントに対し、具体的な「公開」は個々のタイミングで行われるべきと回答されている。コメントは、公開そのものについてではなく、情報公開を担保する枠組みについて、ガイドラインへの一般的遵守にとどまらず、より具体的な情報公開の内容を相手国と合意すべきではないか、との趣旨である。再度回答していただきたい。

- ・（質問）第三者への情報提供の具体例に関する質問について、回答では環境社会配慮審査会への委員以外からの情報提供を例として挙げているが、これは第三者「からの」情報提供の具体例であり、第三者「への」情報提供の具体例ではない。再度回答していただきたい。
- ・（コメント）JICA ウェブサイト上での情報公開において、要請案件リストと実施中案件リストが分かれている点について、両者を対照しやすくすることで対処するとの回答があったが、一つのデータベースに案件の詳細情報と環境社会配慮情報を掲載し、検索を可能にする方が、利用者の利便性向上に資するのではないか。世界銀行やADBなど国際機関においては、プロジェクト情報のデータベースが整備され、この中に環境社会配慮に関する情報を掲載しているのので、参考にしてはどうか。
- ・（コメント）要請案件リストと実施中案件リストの日本語での情報公開について、日本語で記載した「カテゴリ A の要請案件リスト」「実施中案件リスト」から英語のリストにリンクしていると回答している。しかし、実際のリストそのものは英語でしか公開されておらず、ガイドラインに違反しているものとする。
- ・（コメント・質問）JICA と相手国政府が共同で現地ステークホルダーとの協議を行う場合に、「十分な時間的余裕を持って」情報公開が行われたかどうかについて、記録で確認できないと回答している。ガイドラインの要件の遵守状況が後から確認できないような運用には大きな問題がある。ガイドラインの要件の確認状況が記録されていないのはなぜか。相手国に伝えている必要事項とは何か。相手国に必要事項を伝えれば、要件は満たされるものと JICA は考えているのか。
- ・（コメント・質問）情報公開の言語・様式について、ステークホルダー協議を行う場合には当然要件を満たしているとしている。しかし、当該地域に異なる言語を用いる複数のステークホルダーが存在する場合などを考えれば分かるように、協議が行われたという事実から、情報公開の言語・様式を確認することはできない。また、「コンサルタントへの聞き取りによってもこれを確認している」というが、具体的にどのコンサルタントに対していかなる聞き取りを行った結果、情報公開の言語・様式を確認しているのか。また、ステークホルダー協議を行わない案件における情報公開の様式・言語について、運用実態が確認されていない。

#### ○ステークホルダー協議（回答 p. 7-8）

- ・（コメント）現地ステークホルダーとの協議について、プロジェクトの案や環境社会配慮調査の方法等について協議が行われたことを理由に、現場に即した環境社会配慮の実施と適切な合意形成に資するものであったと回答している。しかし、協議事項だけで協議の目的達成を判断できるとの JICA の見解には同意できない。協議がその目的を達成するには、提供される情報、協議の進行方法、参加者の人数や多様性・参加者間の相互関係、協議で表明された見解への対応など、多くの要

素が必要である。

- ・ (コメント) 現地ステークホルダーとの協議を行うための枠組みの合意に関するコメントについて、具体的な方法等については個々のタイミングで行うことが適当と回答している。この回答の意味が理解できない。具体的な方法等については個々の協議前に合意すべきとの意味か、協議そのものを個々のタイミングで行うべきとの意味か。後者であればコメントの意味を誤解している。前者であれば、協議の実施場所時期・方法等については、ガイドライン通り協力事業の初期段階において相手国政府と合意し、その円滑な実施を図るべきであると考ええる。
- ・ (質問) カテゴリ A 案件に関するステークホルダーとの協議の対象について、全ての案件で、プロジェクトの案や環境社会配慮調査の方法等について協議を行っているかと回答しているが、開発ニーズの把握、代替案の検討については協議の対象となっているのか。
- ・ (質問) M/P におけるステークホルダーとの協議について、ステークホルダーの範囲の特定が難しかったため実施しなかった例が 4 件あるとしている。具体的には、どのような M/P の場合にステークホルダーの範囲の特定が難しいのか。
- ・ (コメント) ステークホルダー協議を行ったにも関わらず、協議記録が作成されていない案件は、ガイドライン 2.2.6 に違反しているものと考ええる。
- ・ (質問) カテゴリ B の開発調査 34 件中協議を行わなかった案件が 10 件あり (正誤表)、このうち 4 件が M/P (M/P+F/S の場合を含む) であるから、F/S については 12 件中 6 件で現地ステークホルダーとの協議が行われなかったと思われる。これら 6 件についても、協議が実施されなかった理由を教えてください。

#### ○カテゴリ分類 (回答 p. 9-10)

- ・ (コメント・質問) カテゴリ分類において相手国環境影響評価制度をどのように勘案しているのかという質問に対し、同制度以外の要素も踏まえて判断していると回答されており、質問に対する回答になっていない。再度回答されたい。
- ・ (コメント・質問) M/P と F/S の双方を行う開発調査におけるカテゴリ分類に関する質問に対する回答中、「優先プロジェクト」「F/S 対象プロジェクト」「個別プロジェクト計画」「代替案」の違いが分からないのでご教示いただきたい。なお、ガイドラインは「プロジェクトを想定して」と規定しており (ガイドライン 2.5.6)、優先プロジェクトにカテゴリ A 案件が含まれる可能性がある場合には、M/P をカテゴリ A として取り扱うべきであると考ええる。
- ・ (コメント) インドネシア国バリ州水資源開発・管理計画調査がカテゴリ B から A への変更の事例として取り上げられているが、本案件についてカテゴリ分類の段階でいかなるプロジェクトが想定されていたのか。ダム事業は全く想定されていなかったのか。
- ・ (コメント) カテゴリ B から A に変更された場合に、変更されたタイミング以降についてカテゴリ A の手続で実施していると回答している。この方法だと、TOR 案への現地ステークホルダーからのインプットやスコーピング案の情報公開、スコーピング段階での環境社会配慮審査会への諮問等が行われなくなることになり、不適切であると考ええる。

## ○社会配慮と人権への配慮（回答 p. 11）

- ・（コメント・質問）紛争国・紛争地域等での事業について、1 案件を事例として挙げていただいたが、紛争国・紛争地域での事業に該当するのはこの 1 案件のみという趣旨か。そうでないならば、全ての案件について、特別な配慮が行われなかった原因を教えてください。

## ○相手国政府に求める環境社会配慮の要件（回答 p. 12-14）

- ・（コメント・質問）別紙 1 の役割について、これが JICA による協力事業における環境社会配慮の支援と確認に用いられることは理解しているが、別紙 1 が適用されるのは協力事業ではなく相手国政府が計画・実施するプロジェクト本体である（別紙 1 の主語は「プロジェクト」となっている。ガイドライン 1.3.3 参照）。したがって、JICA は、協力事業における環境社会配慮の支援・確認において、相手国のプロジェクトが別紙 1 の要件を満たしているかどうかを確認するべきである。かかる確認は日常業務において行われているのか。その結果はどのように文書化されているのか。
- ・（コメント・質問）別紙 1 の項目について部分的にしか運用実態が確認されていないと指摘したが、確認されていない部分について JICA ではリストアップできないようなので、以下に記しておく。各要件についてガイドラインの運用実態を確認していただきたい。
  - （基本的事項 1）影響を回避・最小化するような代替案・緩和策の検討とプロジェクト計画への反映
  - （基本的事項 2）検討結果のプロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和
  - （対策の検討 2）モニタリング・制度整備のための費用、その調達方法に関する計画
  - （法令、基準、計画等との整合 1）実施地において政府が定めた環境社会配慮の政策、計画等の遵守
  - （社会的合意 1）社会的に適切な方法による合意形成
  - （社会的合意 1）プロジェクトの代替案検討の段階からの情報公開と協議
  - （非自発的住民移転 2）十分な補償及び支援
  - （非自発的住民移転 2）補償及び支援の適切な時期における付与
  - （非自発的住民移転 2）移転住民の生活水準や収入機会、生産水準の回復
  - （非自発的住民移転 2）損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援
  - （非自発的住民移転 3）対策の立案・実施・モニタリングにおける住民参加の促進
  - （先住民族）土地及び資源に関する先住民族の諸権利の尊重
  - （先住民族）十分な情報に基づく先住民族の合意
  - （モニタリング）モニタリング結果の公表
  - （モニタリング）第三者等からの指摘に対する問題解決の手順
- ・（コメント・質問）先住民族に「重大でない」影響を及ぼす案件は何件あるのか。それら事業において、どのような先住民族に対する配慮がなされたのか（回答にあるグアテマラの案件を除く）。
- ・（コメント・質問）先住民族に影響を与える場合について、協議が行われた事例があったのは分か

## ○スキーム別手続：要請確認段階（回答 p. 14）

- ・（質問）要請確認段階での情報公開に寄せられたコメントについて、なぜ JICA は応答しないのか。
- ・（コメント・質問）案件採択後の情報公開について、回答ではカテゴリ分類の根拠を 19 年度上半期まで公表しているとされているが、例えば下記の案件についてカテゴリ分類の根拠が公開されていない（実施中案件リストを上から国名の頭文字 A から C までチェックした）<sup>3</sup>。
  - ベナン国内水面養殖振興による村落開発計画調査…S/W 締結は 2007 年 1 月 24 日。
  - マナウス工業団地産業廃棄物管理改善計画調査…事前調査報告書 2007 年 1 月 26 日。
  - ブジュンブラ市都市交通改善計画調査…S/W 締結は 2007 年 1 月 24 日。
  - カンボジア水力発電マスタープラン調査…S/W 締結は 2007 年 5 月 11 日。なお、本案件の事前調査報告書は、カテゴリ B とした根拠を「プレフィジビリティスタディないしフィジビリティスタディを含まないため」と説明しているが、これはガイドライン 2.5.6 に違反する取扱いであると考える。
  - カンボジア国流域灌漑・排水基本計画調査…S/W 締結は 2006 年 10 月 26 日。
- ・（コメント・質問）カテゴリ分類の根拠と外務省への提言内容が同一である理由が理解できない。また、外務省に提言した内容は「外務省が国際約束を締結した段階で」公開されるはずだが、なぜ平成 19 年度上半期の案件までしか公開されていないのか。

## ○スキーム別手続：開発調査（回答 p. 14-15）

- ・（質問）ガイドライン上は事前調査が前提とされているが（ガイドライン 3.2.1.1）、事前調査を行わない案件は、緊急時の措置の場合以外にあるのか。事前調査が行われない場合、ガイドライン 3.2.1 にある手続き（環境社会配慮関連の情報の確認、現地踏査、2 回目のカテゴリ分類、予備的スコーピング、TOR 案作成、ステークホルダーからの情報・意見の聞き取りと TOR 案への反映等）は、どのように行われるのか。
- ・（コメント）事前調査が行われていない場合には、実施中案件リストにある” Preparatory Study”、” pdf” 等の表記は誤解を避けるために削除することを提案する。
- ・（コメント）M/P・F/S 一体型の開発調査における環境社会配慮手続きについて改善・明確化する必要があると考える<sup>4</sup>。
- ・（質問）連携 D/D の報告書に含まれる入札関連情報とは何か。入札関連情報を公開すると、なぜ入札の競争性が保たれないのか。

<sup>3</sup> なお、これらの案件の中には、事前調査報告書でカテゴリ分類の根拠について触れているものもある。しかし、カテゴリ分類は要請確認段階（ガイドライン 3.1.1）と事前調査段階（ガイドライン 3.2.2）の 2 回行われることがガイドライン上想定されており、事前調査段階でのカテゴリ分類の根拠の公開をもって、要請確認段階でのカテゴリ分類の根拠の情報公開（ガイドライン 3.1.4）を実施したということとはできない。

<sup>4</sup> JICA 環境社会配慮審査会「第 1 期のまとめについて」p. 7。

○スキーム別手続き：無償資金協力のための事前の調査（回答 p. 15）

- ・（質問）回答は「適切な環境社会配慮が行われているかを確認して」いるとするが、適切な配慮がなされているか否かはどのように判断しているのか。当該プロジェクトがガイドライン 1.6 及び別紙 1 の要件を満たしていることを確認しているのか。
- ・（質問）基本設計調査においては、線形や施設形状の具体化により、どのような点について確認を行うのか、具体的に教えていただきたい。
- ・（コメント・質問）基本設計調査報告書に含まれる入札関連情報とは何か。入札関連情報を公開すると、なぜ入札の競争性が保たれないのか。「予定」とはいつから実施するのか。

以上